

上越市 第2次 男 女
共 同 参 画
基 本 計 画

【後期改訂版】ダイジェスト

上 越 市

第2次男女共同参画基本計画実施期間

《平成23年度から平成30年度》

前期 平成23年度から平成26年度

後期 平成27年度から平成30年度

「上越市第2次男女共同参画基本計画(改訂)について」

誰もが豊かで快適な生活ができる社会を持続するためには、男女がその個性と能力を十分に発揮し、様々な利益を等しく享受でき、かつ、共に責任を担う「男女共同参画社会」の実現が求められます。

このため、上越市では、現在「上越市第2次男女共同参画基本計画(H23~H30)」に基づき、様々な取組を進めています。平成26年度は計画の中間年に当たり、市民意識調査の状況などを踏まえ見直しを行いました。

改訂の基本的な考え方

- 1 前期計画では、男性や子どもに対する意識啓発の強化や、配偶者からの暴力防止などの支援を計画に盛り込み、推進を図ってきました。
- 2 後期改訂版でもこうした点を受け継ぐとともに、「基本目標」、「重点目標」、「施策の方向」を継承していきます。
- 3 次の点に特に意識を持って取り組みます。
 - ①地域コミュニティや市民活動での女性の活躍に向けた啓発活動
 - ②企業等への「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」の実現に向けての働きかけ
 - ③男女共同参画推進センターの機能強化と各関係団体との連携強化

第2次男女共同参画基本計画における目指すまちの姿
**男女が、互いの人権を尊重し
社会のあらゆる分野で平等に参画できるまち**

分野 1 男女が等しく参画するための社会環境整備

- 基本目標 1 男女共同参画を正しく理解できる社会づくり
- 基本目標 2 男女共同参画を実践できる環境づくり
- 基本目標 3 女性に特化した取組の強化
- 基本目標 4 推進体制の整備

分野 2 配偶者からの暴力防止・被害者支援

- 基本目標 1 暴力を許さない社会づくり
- 基本目標 2 被害者の救済



計画の位置づけ

本計画は、男女共同参画社会基本法及び上越市男女共同参画基本条例に基づく上越市の男女共同参画の推進に関する基本計画です。また、DV防止法に基づく、「DV防止計画」の内容を併せ持ちます。

さらに、当市における最上位計画である「上越市第6次総合計画」及び関連する各種計画と整合を図り、男女共同参画社会の実現に向け、具体的な施策・事業の推進を規定する計画となっています。

課題を踏まえた改訂のポイント

女性の活躍に向けた啓発活動

市民意識調査などによると男女共同参画に対する意識は未だ低く、性別により役割を固定する意識が強く残されている状況が見られます。少子高齢化が進む現在、第6次総合計画に掲げる「人と地域が輝く上越」の実現に向け、市民が主体のまちづくりを推進し、地域の元気を維持・向上するためには、地域コミュニティや市民活動、企業等の場で一層、女性の力を活用する必要があります。



行政からの一方的な情報発信だけでなく、地域の活動の場へ出向き、女性の活躍の事例紹介等を通して地域課題の解決に向け、女性の参画を促し、また男女共同参画サポーター等との連携を図りながら、地域に向けた普及・啓発活動を強化していきます。

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けての働きかけ

女性の管理職への登用や働き方の見直しなど、企業における男女共同参画の取組は進められているものの、実感を得るまでには至っていない状況です。男女が共に個性と能力を発揮し、健康で豊かな生活を営む上で、仕事と家庭生活が両立できる社会環境づくりが重要ですが、男性の長時間労働が家庭生活の時間の確保を難しくしており、それが女性への負担や社会参画の妨げになっている現状があります。



仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向け、育児休業制度などの積極的な活用に向けた周知・啓発のほか、企業への出前講座の開催、企業の担当者等に対する雇用や職場環境の改善に向けた説明会などを通して、企業による主体的な労働環境の見直しを促進していきます。

男女共同参画推進センターの機能強化と各関係団体との連携強化

男女共同参画推進センターなど市の窓口の認知度が低いことが市民意識調査において明らかとなりました。今後は男女共同参画推進センターの機能を充実させ、各種施策の実効性を高めるとともに登録団体などとの連携を強化し、機運の醸成が必要となります。また、DV被害に関する女性相談の件数も平成22年度に比較し約1.4倍となる中、被害者への支援の充実を図るためにも、女性相談事業について広く周知することが必要になります。



男女共同参画社会の実現に向けて活動するセンターの登録団体や男女共同参画サポーターへの参画を促しながら、各主体と連携した普及・啓発活動を強化し、男女共同参画推進センターが市民活動の拠点として一層活用されるよう取り組みます。

また、センターでは、市の施策・方針決定過程への女性の参画拡大に向け、女性が少ない公募委員への応募を促す取組を強化し、各種審議会における女性登用率の向上に向けて取り組みます。

暴力の根絶と防止については、引き続き周知・啓発に努めるとともに、様々な媒体や機会を通じて相談窓口の周知を図っていきます。

上越市第2次男女共同参画基本計画の概要

男女が等しく参画するための社会環境

基本目標

1

男女共同参画を正しく理解できる社会づくり

男女共同参画社会の実現には、個人の生き方や活動が多様化する中で、男女が共に相手の考えを尊重することが大切です。そのためには、女性だけではなく男性の意識改革も重要です。

また、幼少期からの男女平等教育は、成長し社会に出ても、互いの人格を認め合いながらそれぞれの個性と能力を発揮できる社会を形成する上で大変重要です。

男女共同参画の必要性を誰もが正しく理解し、広く浸透することを目指し、意識啓発の推進に努めます。



重点目標

- 1 男女共同参画についての理解の促進
- 2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
- 3 男性への意識啓発の推進
- 4 子どもへの意識啓発の推進

基本目標

2

男女共同参画を実践できる環境づくり

男女共同参画を正しく理解できる社会づくりを推進するためには、それを実践できる環境がなければ、男女共同参画社会の進展は望めません。

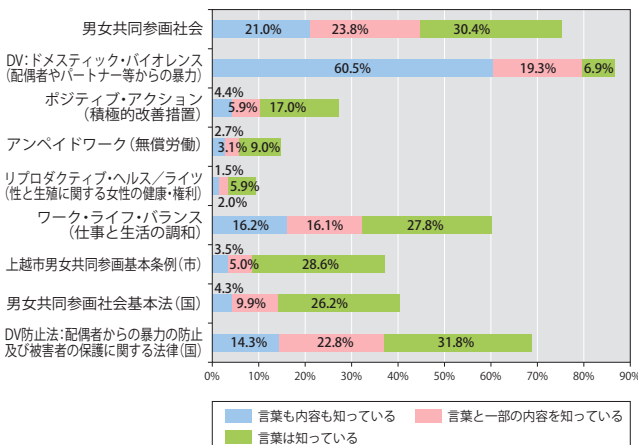
市民生活に密着している分野での環境整備の推進と阻害要因の解消を行い、全ての男女が共に生き生きと生活を送ることができ、互いを尊重できる環境を目指します。



重点目標

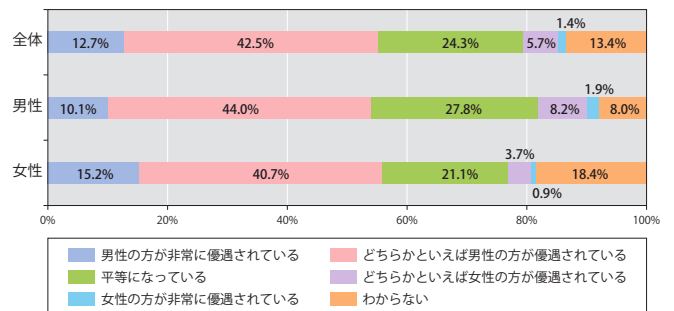
- 1 労働環境の見直しの推進
- 2 子育て、介護への支援の充実

男女共同参画に関する言葉などの認知度



資料:市 共生まちづくり課(男女共同参画推進センター) 平成26年度男女共同参画に関する市民意識調査

職場における男女の地位の平等感



資料:市 共生まちづくり課(男女共同参画推進センター) 平成26年度男女共同参画に関する市民意識調査

整備

基本目標

3

女性に特化した取組の強化

女性は生涯の中で妊娠や出産の可能性といった男性と大きく異なる場面があり、女性が自らの健康を守るため、自らの判断で今後を決定する権利を尊重することが大切となります。

また、女性が能力を十分に発揮して、その意見を社会に反映させるため、リーダーシップを発揮する場への女性の登用が求められています。

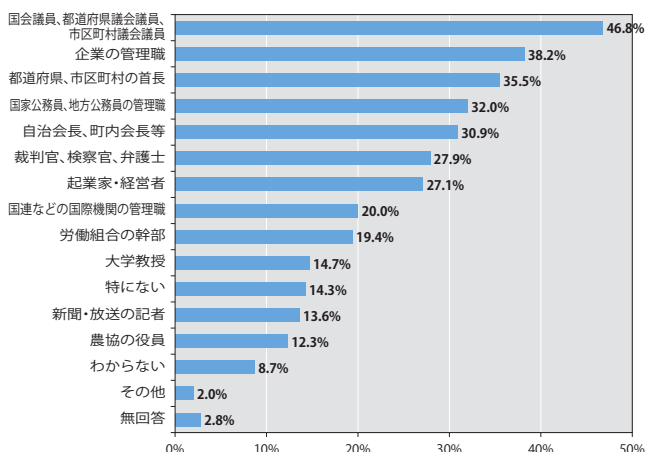
このように女性が直面する問題に対し、積極的な取組を実施し、男女間の格差がなくなるような改善に取り組みます。



重点目標

- 1 生涯を通じた女性の心と体の健康支援
- 2 女性の能力発揮への支援
- 3 企業、団体、学校、地域等における方針決定の場への女性の参画

女性の進出を望む職場や役職



資料：市 共生まちづくり課(男女共同参画推進センター) 平成26年度男女共同参画に関する市民意識調査

基本目標

4

推進体制の整備

男女共同参画社会を目指す上で、市民生活に密接に関係する行政の役割は大変重要です。様々な分野において男女共同参画社会を実感できるまちを目指し、職員一人一人が男女共同参画の理念を意識しながら業務に携わることが、効率的かつ効果的な事業の推進につながります。

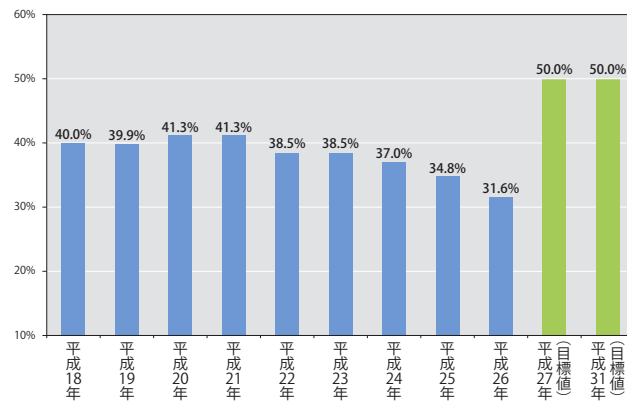
さらに、市が設置する審議会等の委員に男性及び女性を偏り無く登用し、両性の意見を施策に反映させていきます。



重点目標

- 1 男女共同参画推進センターの充実
- 2 男女共同参画社会を目指す全庁的な取組の推進
- 3 市の施策・方針決定過程への女性の参画拡大

各種審議会等委員の女性登用率の推移と目標値



資料：市 共生まちづくり課(男女共同参画推進センター)調べ (各年3月末)

上越市第2次男女共同参画基本計画の概要

配偶者からの暴力防止・被害者支援

基本目標

1

暴力を許さない社会づくり

いかなる理由があっても配偶者からの暴力などは犯罪になり得る行為であり、身体への直接的な暴力だけでなく言葉の暴力など精神的苦痛を与えることも含め、重大な人権侵害であるという認識を一人一人持つことが必要です。

男女平等の妨げとなる女性に対するあらゆる暴力根絶を目指し、予防の取組や相談業務の充実を図ります。



重点目標

- 1 暴力防止に関する人権教育の推進及び啓発
- 2 相談窓口の充実

基本目標

2

被害者の救済

配偶者からの暴力被害の多くは女性であり、経済的、精神的自立が困難な場合があります。また、被害者自身のケアのほか、子ども連れでの避難や住宅の確保など、状況により多岐にわたる支援が必要となります。

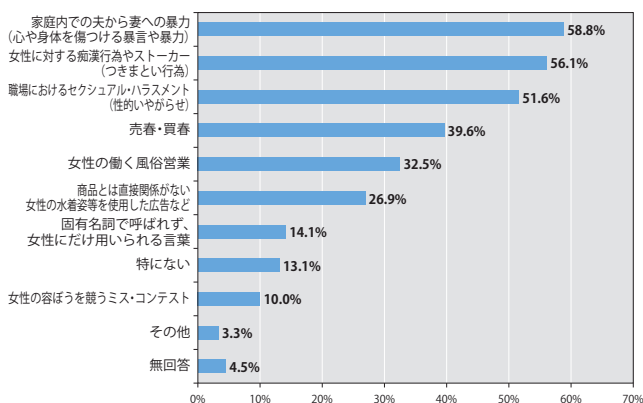
安全の確保を最優先に自立を支援するため、関係機関との連携を図りながら的確な助言や支援の充実を図ります。



重点目標

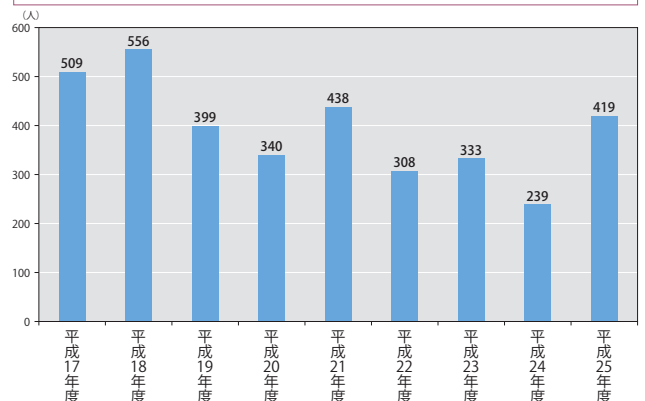
- 1 発見通報体制の整備・被害者の安全な保護
- 2 自立への支援

女性の人権が侵害されていると感じる行為



資料：市 共生まちづくり課(男女共同参画推進センター) 平成26年度男女共同参画に関する市民意識調査

市女性相談への配偶者からの暴力に関する相談件数の推移



資料：市 共生まちづくり課(男女共同参画推進センター)調べ

第2次男女共同参画基本計画重点目標に対する指標値一覧

分野に対する指標

分野	分野	指標項目	前回調査値 (H22)	中間目標 (H26)	現状値 (H26)	後期目標 (H30)
1	男女が等しく参画するための社会環境整備	男女の地位の平等感	31.3%	35.5%	29.2%	39.0%
2	配偶者からの暴力防止・被害者支援	過去4年間に配偶者から暴力を受けたことがある女性の割合	30.4% ^(※1)	現状値より減少	40.7% ^(※1)	前回調査値より減少

(※1) 前回調査値、現状値は、期間を定めずに配偶者から暴力を受けたことがある女性の割合。

重点目標に対する指標

分野	基本目標	重点目標	指標名	前回調査値 (時点)	中間目標 (H26)	現状値 (時点)	後期目標 (H30)			
1	男女が等しく参画するための社会環境整備	1 男女共同参画を正しく理解できる社会づくり	1 男女共同参画についての理解の促進	男女共同参画社会の認知度	35.9% ^(H22)	43.0%	44.8% ^(H26)	50.0%		
			2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	社会通念・習慣・しきたりなどの男女の地位の平等感	14.4% ^(H22)	16.4%	13.2% ^(H26)	18.4%		
			3 男性への意識啓発の推進	家庭生活における男女の地位の平等感	26.3% ^(H22)	28.3%	26.9% ^(H26)	30.3%		
			4 子どもへの意識啓発の推進	業務を進めるうえで男女共同参画の考えを意識している保育士等の割合	74.4% ^(H22)	現状値より向上	69.9% ^(H26)	前回調査値より向上		
		2 男女共同参画を実践できる環境づくり	1 労働環境の見直しの推進	職場における男女の地位の平等感	25.7% ^(H22)	27.7%	24.3% ^(H26)	29.7%		
			2 子育て・介護への支援の充実	子育てをしやすいと感じる市民の割合	51.3% ^(H21)	70.0%	53.8% ^(H26)	53.8%		
		3 女性に特化した取組の強化	1 生涯を通じた女性の心と体の健康支援	子宮頸がん検診の受診率	21.5% ^(H21)	25.0%	31.6% ^(H25)	50.0%		
				乳がん検診の受診率	21.8% ^(H21)	25.0%	27.1% ^(H25)	50.0%		
			2 女性の能力発揮への支援	スキルアップに関する講座の年間受講者数	41人 ^(H21)	45人	66人 ^(H26)	50人		
			3 企業、団体、学校、地域等における方針決定の場への女性の参画	管理職に女性を登用している民間企業の割合	38.0% ^(H22)	現状値より向上	44.0% ^(H26)	現状値より向上		
		4 推進体制の整備	1 男女共同参画推進センターの充実	男女共同参画推進センター登録団体数	22団体 ^(H22)	26団体	21団体 ^(H26)	30団体		
			2 男女共同参画社会を目指す全庁的な取組の推進	業務を進めるうえで男女共同参画の考えを意識している職員の割合	77.7% ^(H22)	現状値より向上	75.9% ^(H26)	前回調査値より向上		
			3 市の施策・方針決定過程への女性の参画拡大	市の審議会等の女性登用率 ^(※2)	38.5% ^(H21)	50.0%	31.6% ^(H25)	50.0%		
		女性委員を含む審議会等の設置率 ^(※3)		92.3% ^(H21)	100.0%	94.8% ^(H25)	100.0%			
		2	配偶者からの暴力防止・被害者支援	1 暴力を許さない社会づくり	1 暴力防止に関する人権教育の推進及び啓発	家庭内での夫から妻への暴力は女性の人権が尊重されていないと感じる人の割合	51.1% ^(H22)	53.1%	58.8% ^(H26)	66.0%
					2 相談窓口の充実	市女性相談の認知度	19.3% ^(H22)	30.0%	18.1% ^(H26)	40.0%
				2 被害者の救済	1 発見通報体制の整備・被害者の安全な保護	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の認知度	33.1% ^(H22)	40.0%	37.1% ^(H26)	50.0%
					2 自立への支援	相談者に必要な情報を的確に提供する	—	—	—	—

(※2) 委員が充職や公選等で市が選任不可能の場合を除いた女性登用率は前回調査値(H21)で43.7%、現状値(H25)で36.3%となります。 (※3) 委員が充職や公選等で市が選任不可能の場合は除く。

男女共同参画都市宣言

私たち上越市民は、人としての品位と資質を高める中で、世代を超え、男女の人権を尊重し、社会のあらゆる分野で平等に参画できるまちづくりをめざし、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

- 一 男女が互いの人権を認めあい、一人ひとりが自立し、自分らしくいきいきと暮らせる「じょうえつ」をめざします。
- 一 男女が政治をはじめとする社会のあらゆる分野において、平等に参画できる「じょうえつ」をめざします。
- 一 男女が仕事と家庭生活を両立させ、対等なパートナーとして、協働できる「じょうえつ」をめざします。
- 一 男女がともに、地球市民として、友情と平和の輪を地域から世界へ広げる「じょうえつ」をめざします。

平成 13 年 9 月 26 日

上 越 市

上越市第2次男女共同参画基本計画 【後期改訂版】ダイジェスト

平成27年3月発行

発行 上越市自治・市民環境部共生まちづくり課

〒943-8601 上越市木田1丁目1番3号

TEL (025) 526-5111 FAX (025) 526-6111

URL <http://www.city.joetsu.niigata.jp/>